

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	大森 (蒲生大森町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平坦水田地帯であり、平均区画面積は30aであり、昭和63年に圃場整備事業が完了している。耕地面積のうち、水稻約25ha、小麦約12ha、麦後に大豆を約12haを作付けしている。地区内の農地は大規模農家と地区外農業者の入り作、及び高齢者、兼業耕作者で維持されている。高齢耕作者は後継者がいない所帯であるので区画の集合を進めて大規模農家、地区外農業者へ頼る現状である。小規模な耕作地については兼業農家も含めて集落全体で保全していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻、麦、大豆を中心に作付けを行っていく。担い手としては4者の認定農業者が耕作を担っていく。離農者が出た場合は集落内の大規模農家と地域外農業者に集積を行う。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者が出た場合は集落内の大規模認定農業者と集落外の農業法人に集積を図り、農地の保全を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として中間管理機構に貸付け受け皿の確保とともに将来の地区のうちの健全耕作化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作に必要な施設の整備、改善の必要性があれば、担い手と協議を行い農業施設の整備改善を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内農業者との意思疎通を図り、人材育成とともに確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が図れる作業について検討を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				